

別記様式

許認可等標準処理期間一覧表（県民生活部）

課室等名		県民生活総務課						
番号	根拠法令		許認可等の種類	標準処理期間	経由機関		処理期間	
	法令名	条項			経由機関	経由期間		
1	特定非営利活動促進法	10条1項	特定非営利活動法人の設立の認証	2ヶ月2週間	-	-	県民生活総務課	2ヶ月2週間
2	特定非営利活動促進法	25条3項	特定非営利活動法人の定款の変更の認証	2ヶ月2週間	-	-	県民生活総務課	2ヶ月2週間
3	特定非営利活動促進法	31条2項	特定非営利活動法人の解散の認定	2ヶ月	-	-	県民生活総務課	2ヶ月
4	特定非営利活動促進法	32条2項	特定非営利活動法人の残余財産の譲渡の認証	2ヶ月	-	-	県民生活総務課	2ヶ月
5	特定非営利活動促進法	34条3項	特定非営利活動法人の合併の認証	2ヶ月2週間	-	-	県民生活総務課	2ヶ月2週間
6	特定非営利活動促進法	44条1項	特定非営利活動法人の公益増進に資する旨の認定	6ヶ月	-	-	県民生活総務課	6ヶ月
7	特定非営利活動促進法	51条2項	認定特定非営利活動法人の認定有効期間の更新	6ヶ月	-	-	県民生活総務課	6ヶ月
8	特定非営利活動促進法	58条1項	特定非営利活動法人の特例認定	6ヶ月	-	-	県民生活総務課	6ヶ月
9	特定非営利活動促進法	63条1項	認定特定非営利活動法人の合併の認定	6ヶ月	-	-	県民生活総務課	6ヶ月
10	特定非営利活動促進法	63条2項	特例認定特定非営利活動法人の合併の認定	6ヶ月	-	-	県民生活総務課	6ヶ月

備考

- 1 「経由期間」とは、経由機関の事務所に申請が到達した日の翌日から起算し、許認可等処理する課室等（処理機関）の事務所に到達する日までの期間をいう。
- 2 「処理期間」とは、処理機関の事務所に申請が到達した日の翌日から起算し、当該申請に係る許認可等の文章を発送する日までの期間をいう。
- 3 「処理期間」には、許認可等の前に、国、市町村、審議会その他の機関への協議が法令上求められている場合における当該協議に要する期間を含むものとする。